

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 6 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600660号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600045号

### 第1 結論

昭和56年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、結婚後、夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。国の記録によると、請求期間の保険料について、夫が納付済みと記録されているのに、私が未納と記録されているので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間は、3か月と短期間である上、請求者は、請求期間及び夫婦共に保険料を納付していないことを認めている昭和58年10月から昭和59年3月までの6か月を除き、20歳から60歳になるまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、請求者は、結婚後は自分が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者及び請求者の夫の国民年金保険料の納付月が確認できる昭和61年4月から平成14年3月までの期間の夫婦の納付時期は、ほとんど一致していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、請求期間については、請求者の夫の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600637号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600233号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年12月11日の標準賞与額を18万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月11日

A社に勤務している期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

賞与明細書は保有していないが賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保有する預金通帳及びA社から提出された請求者に係る賞与支給控除一覧表により、請求者は、平成21年12月11日に同社から18万5,629円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(18万5,000円)より低い標準賞与額(18万1,000円)に基づく厚生年金保険料(1万4,199円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 24 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600657 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600234 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年12月11日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月11日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

賞与明細書は保有していないが賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保有する預金通帳及びA社から提出された請求者に係る賞与支給控除一覧表により、請求者は、平成21年12月11日に同社から15万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(15万円)より低い標準賞与額(14万7,000円)に基づく厚生年金保険料(1万1,512円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 24 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600666 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600235 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額を 11 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。

賞与明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が保有する請求期間に係る賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賞与支給控除一覧表により、請求者は、平成 21 年 12 月 11 日に同社から 11 万 7,107 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (11 万 7,000 円) より低い標準賞与額 (11 万 5,000 円) に基づく厚生年金保険料 (8,980 円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 24 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600399号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600043号

## 第1 結論

平成11年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年5月

私は、はっきりとは覚えていないが、会社を退職した後の平成11年中にはA市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、私又は私の母が納付しており、請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料を自身で納付したのは1回で、そのほかは母親に任せていたと陳述しているところ、自身で納付したとする保険料について、納付時期、納付期間、納付金額等を覚えていないとしていることから、その中に請求期間の保険料が含まれていたかどうか不明である。

また、請求者の母親は既に亡くなっており、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況が確認できず、請求期間は1か月と短期間であるものの、保険料が納付されていたと推認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

加えて、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600452号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600044号

## 第1 結論

平成7年9月及び同年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年9月及び同年10月

私は、会社を退職した後の平成7年9月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料は妻が納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であるが、オンライン記録によれば、請求期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた形跡はなく、請求期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が、請求期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとすれば、請求者の妻についても第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が行われたと考えられるが、オンライン記録によれば、請求者の妻については、請求期間において、第3号被保険者不整合記録を有する者として、平成25年7月16日に第1号被保険者期間へ記録訂正が行われており、それまで、請求者の妻は第3号被保険者として記録されていたことが確認できる。

そのほか、請求者の妻が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600670号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600236号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので調査の上、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社は、請求者は取締役であるため賞与の支給対象外であることから、請求期間に賞与は支払っていない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る「平成21年賃金台帳」により、請求期間に賞与が支払われていないことが確認できる。

また、A社が年金事務所に提出した請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届において、請求者に係る届出は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。